



## 固定資産税（償却資産）の申告をお願いします

【申告・申請期限 1月31日（月）】

個人または法人で確定申告において減価償却費として必要経費に算入される事業用資産を、令和4年1月1日現在所有されている場合は、令和4年度分の固定資産税（償却資産）の申告が必要です。今年度資産を有し申告された方には、昨年12月に申告用紙を送付しています。

新たに資産を取得された場合は、申告用紙を送付しますのでご連絡ください。

なお、令和3年中に取得し要件を満たす事業用の資産について、次の特例を受けられる場合があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。課税グループまで問合わせください。

### ◎特例の種類

#### ①生産性向上設備等に係る課税標準の特例

中小企業等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した家屋・償却資産について、新たに課税されることとなった年度から3年度分、固定資産税の課税標準がゼロとなります。

#### ②過疎地域における固定資産税の課税免除の特例

余市町過疎地域持続的発展市町村計画により、過疎地域内の産業の振興を図るため取得等した家屋・償却資産・土地について、新たに課税されることとなった年度から3年度分、固定資産税が課税免除となります。

・対象業種

製造業、情報サービス業等（令和3年4月1日以降、取得した場合に限る）、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）

#### ③半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税の特例

産業の振興を図るため取得した家屋・償却資産・土地について、新たに課税されることとなった年度から3年度分、固定資産税が不均一課税となります。

・対象業種

製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）

#### ④地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）

例：高齢者の居住の安全確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向けに新築された賃貸住宅について、新たに課税されることとなった年度から5年度分、固定資産税が3分の2減額されます。

その他わがまち特例の対象となる資産については、町ホームページの余市町わがまち特例一覧表からご覧ください。

問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115



## 年末年始における個人番号カード等の対応について

令和3年12月29日（水）から令和4年1月5日（水）までの年末年始は、個人番号カード管理システムの運用停止等により次の業務はできませんので、令和4年1月6日以降にお手続きください。

### ■対象の主な業務

- ・個人番号カードの交付、暗唱番号の変更、継続利用処理
- ・電子証明書の発行・更新、暗証番号の変更
- ・住民票の広域交付等

### ■個人番号カードコールセンターの年末年始の取扱い

- ・年末年始の稼働時間 平日・土日祝 午前9時30分～午後8時

※ただし、マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については24時間365日受け付けます。フリーダイヤル0120-95-0178

問合せ 福祉課 戸籍住民グループ ☎21-2120